

特105

346

祖先崇拜



始



三つ兒の魂百迄

祖父は性頗る嚴格であつた、けれども幾何嚴格でも子に甘いのは親の情、父は祖父の一人息子で、甘く育て上げられたのである、で祖父の意志と父の意志と時々衝突するこゝがあつて、それが度重なりて遂に祖父の感氣に觸れたのか、父は糸崎港に別居して實業に従事したのである、處が祖父は孫たる予（時に三歳）の顔が見たいので下男を迎ひに差向け予を實家に連れ歸り、歸る時には必ず土産として飯米を給はつた祖父曰く氣儘者の愛助には何にも遣らぬが音松には遣るぞ、嗚呼子よりも孫が可憐きは克く穿つた語である、父の家に飯米が残り少くなれば、人に託して予を祖父の下に送り、祖父は頑是なき予を見れば何時も喜んで歸る時には米を給はるを例えず、予は今尙臚けに其事を記憶して居る。

祖父の病革るや予を枕邊に呼び給ひ莞爾と笑顔を見せ、黄泉の客となり給ひぬ、予は四歳なりしも幽かに其事を記憶して居る、而して五歳より八歳迄の事は何等記憶せざるに此二事のみを記憶し居るのは深く心に感じた爲である、三つ兒の魂百迄は此等を指した語であらう。

予は今祖父の五十回忌法要を営むに當り、深き思ひ出を繪畫に寫し祖父の高恩を感謝す。

因に祖父は酒が嫌ひであつた、而して父は酒を嗜み頗る大酒家であつた、父が糸崎港に別居したのも酒が原因である、酒嫌ひの祖父は六十八歳、祖母は七十八歳、酒嗜の父は六十二歳、母は五十一歳を一期して黄泉の客となつた、戒むべきは酒である。

祖母に伴はれて墓参

祖母は祖父の死後、月に幾回もなく、予を伴ふて祖先の墓に参り禮拜せしめた、或時は寺に詣り地獄極楽の懸圖を指し示し、虚言を謂へば鬼が舌を抜き、悪い事をすれば地獄に眞逆さまに落さる、此説き給ひ、子供心にも深く感じた。予見へ今尙記憶して居る、祖母は誠意を以て終始すれば必ず身を立て家を興すを得るものなる事を訓戒せられた。予か志を決して郷閭を辭したのは十四歳の時で、爾來南船北馬、社會の激浪に飄弄せられ、惡戰苦闘三十幾星霜、今や漸くにして大阪の地に一家を爲し、展墓の爲め家族を引率して歸郷し得るに至りしは、祖母の教訓に負ふ處多きを思ひ、祖母が予に教訓を垂れ給ひし風丰髪靡さして眼に映する感がある、圖は予が祖母に伴はれて祖先の墓を展せし思ひ出を寫したものである、予は當時を追憶して感慨無量、祖母の慈育教訓の鴻恩を感謝す。

因に祖母の生れしは今を去る百十七年前である、當時女學校の設けなく如何にして教育を受けしかは不明である、けれども祖先傳來の教訓によつて祖先崇拜の念に富み、父母に對して孝、夫に對して貞を盡し、予を教訓するの智能を有して居たからである、十二三歳の時肺肝に染込んだ事は半白の老人になつても忘れないものである。で此時分の教訓が一番大切である。

つても忘れるものではない。丁卯年の暮は一番大層である。

盡し、子孫を養ふ所のの賢明を著し丁卯年とす。十二三歳の朝朝に於ては事お半白の老人に
お預けある。もつとも麻衣の來の爲に丁卯年とす。麻衣の來の念に當り、父母に繼して孝、夫に繼して
因に麻衣の法に今を法る百十丁卯年とす。當朝は學問の盛りなり。成回して丁卯年を受むじは不
當朝を度過了り。麻衣の意を養ふ所のの賢明を著し丁卯年とす。

こして卯に類する意である。圖おそは麻衣に對して麻衣の意を著し思ひ出を著したものである。子
卯年にして麻衣の法に今を法る百十丁卯年とす。麻衣の來の念に當り、父母に繼して孝、夫に繼して
繪の麻衣の法に今を法る百十丁卯年とす。麻衣の來の念に當り、父母に繼して孝、夫に繼して
を養ふものなる事。麻衣の法に今を法る百十丁卯年とす。麻衣の來の念に當り、父母に繼して孝、夫に繼して
ひ、子卯心にも著し思ひ出を著したる。麻衣の來の念に當り、父母に繼して孝、夫に繼して
麻衣の法に今を法る百十丁卯年とす。麻衣の來の念に當り、父母に繼して孝、夫に繼して
麻衣の法に今を法る百十丁卯年とす。麻衣の來の念に當り、父母に繼して孝、夫に繼して

麻衣の法に今を法る



實譽淨願信士
光譽貞實信女

秋山自照信士

念譽寺隨信士
光譽明光信女

神譽源光信士
光譽明圓信女

祖 先 崇 拜

有 田 音 松 述

緒 言

今年は亡祖父の五十年忌に相当しますので、法要を営む爲め、家族を引連れ歸郷しました。回憶すれば祖父の死亡せしは予が四歳の冬で、未だ人事の何物をも解するこの出来ない幼児でありました。けれども祖父の嚴格なる態度の中に、所謂孫は子よりも可憐いこの眞情を以て撫愛せしこ（長兄秀次郎は出でて笹井家を相續し教育家となり勤續四十有五年現に福岡縣立八女中學校教諭たり）末男なれども有田家の運命を托する嫡孫であるこの信念あるが故に日々夜々の親懇自ら腦裏に泌徹感孚して今尙諉るゝここが出来ないのである、曾子曰く慎終追遠民德歸厚矣これ眞に予の意を得た言である。

今や交通機關發達して移住することが容易になつたから墳墓の地を離れ、故郷

を去つて他地方に行くのが非常に容易くなつた、爲めに祖先を崇拜し遠きを追ふの情漸く薄らいで行く事を免れぬ、或は流離落魄身を置くに處なく萬里の旅窓に父母を思ひ故郷を慕ふものもあらう、或は功成り巨萬の富を懷き、榮華の歲月を送るも故里を忘れ墳墓を顧みざるものもあるであらう、落魄者は憐むべきも、成功者が祖先を崇拜せず弔祭を怠るは憎みても尙餘りある行爲である。

畏多き事ではあるが皇祖神武天皇は天下を平定し橿原宮に即位し給ふや首ごして天照大神を鳥見山に祭られ、歴代の皇室は祖先を崇び遠きを追ひ給ふて孝道を盡させらる、此に於てか國民の風俗厚きに歸し、塞々匪躬皇室を無窮に奉戴守護し、金甌無缺なる國體を千萬世に傳へんことを思念して居るのである、之を國歩艱難上下瓦解せる支那の古大國や露獨等に比し、君臣の情義は如何であるか、日を同ふして語るここが出来ないのである。

人或は世界戦亂後の我國民思想の混惑を恐れて杞憂するものがある、爲めに爲政家は民情統一に腐心し、教育家も亦建策憂慮しつゝあるやうである、忠勇義烈の我國民に思想の混惑を招來する憂は毫もなく、痴人一片の杞憂に過ぎないけれ

ご、然し油斷は大敵である、故に予は爲政治家や教育家の勞を多とする、併しながら本を忘れて末に奔つてはならぬ、本は何であるか、开は言ふ迄もなく祖先崇拜である、祖先崇拜の信念を厚うすれば國家を泰山の安きに置くここが出来ぬ。

子孫の爲めに美田を買はずは蓋し大西郷一人の述懐のみではなからう、予は藥業を以て各地に支店を設置して居るけれども徒らに暴利を貪り、安樂の夢を結び、故里を忘れ、祖先を輕んじ、一身の榮華を誇り、一家の成功を喜ぶものではない。

予は宗教に就て多少の意見を有するも、祖先の信仰せし淨土宗極樂寺に於て三原の各宗寺院を聘し法要を営みつゝある、顧みれば大正二年八月亡祖母三十三回忌法要を営む爲めに歸郷し、昨年一月亡母三十三回忌法要を営む爲めに歸郷し、今亦亡祖父五十回忌法要を営まんが爲めに郷閭に歸つたのである、予が斯の如く屢展墓の爲めに歸郷するのは、慈愛なりし祖先の恩に報ゆる爲めであるが、一面に於ては予の子孫をして祖先を崇拜するの信念を起さしめたいと云ふ希望と他の一面に於ては三原の青年子弟をして奮發心を起さしめたいと云ふ愛郷心も含んで

居ります。

嗚呼櫻山は青く、糸崎の海は静かである、茲に家族と共に、祖父の墳墓に一瓣香を供し、髣髴として嚴容に接し、恩情を慕はんとするのである、而して予は此機會に於て祖先崇拜の立場から存念の一部を披瀝したのである、固より各位の御参考になるやうな著述ではありませぬが、予としては眞面目な研究の一であつて祖先崇拜の主張と追遠の眞情とを述べ、家族制度を存續せしめて善美なる我國體擁護に資せむとする赤誠を披瀝したのである。

歸郷の印として二千の生徒 諸君に粗品を呈す

戀しき故山に歸るは予の欣快とする處である、曩に二回の歸郷に際しては三原の各戸に粗品を呈したるも、今回は祖先崇拜の旨趣に基きて、三原尋常高等小學校及女子師範學校附屬小學校の生徒諸君に、歸郷の印として粗品を呈します、諸君が予の微衷を諒とし、予の所論を吟味し、祖先崇拜の信念を起し、善美なる我國體を擁護し賜んことを切望の至に堪ゆる事なし

優秀なる我國體

我日本は上に萬世一系の皇統を戴いて居る世界無比の優秀なる國體であります、現在世界に國をなして居るものは四十餘ある其中で千年以上の國は僅かに一二しかない、それも統治者の系統がずうつと一貫して居るこいふ様な事はない、其他の國は皆新しい國に過ぎないのである、然るに日本は二千五百七十九年に達して居るのであつて、世界に比類を絶して居る。

眼を世界の何處に放つても興亡盛衰定まりなきは國家である、然るに獨り我日本のみが太古より今日迄皇統一系、綿々として續き來り、而も國運益勃興しつゝ、あるご云ふ事は、非常な例外の現象である而して國體は神勅によつて確定し國運は神勅によつて無窮に發展するのである。

我日本は皇室を中心として、忠烈順良の國民が殆ど理想的に結合されて居る舉國一致ご云ふ事が立派に出來るのは皇室あるが爲めである、殊に我國は古來一度も外敵の爲に國土を蹂躪された事がない。蒙古か海岸迄來たけれども内地に攻

入る事は出来なかつた。其他は大抵我より進んで外國に行つて攻めたのである。世界に國の數は多いけれども、歴史のある國で外敵の爲めに蹂躪されない國は殆どない、支那は云ふ迄もなく現今強國と稱する歐洲の國々でも、外敵に侵入されて居る、苟も歴史のある國で様々の困難を経ない國は殆どない、然るに我國は三千年に垂んとする稀なる歴史を有しながら、而も外敵に侵入された事がないのである、眞に世界唯一の金甌無缺の國家と云はなければならぬ。

斯る國體なればこそ、愛國心が強いのである、國に一種の特長ある爲めに愛國といふ概念中に特長が總て含まれてゐる譯である、而して愛國心の中に自ら二つの傾向がある、一は飽く迄古いものを保持して行かうといふ保守的傾向であつて他は何處迄も向上發展して行かうと云ふ進歩的傾向である、保守的傾向があるから古例古式が存続する、皇祖皇宗の遺訓が其一例である、舊い體系組織を有つて融通の利かない時は、國は結晶して亡びてしまふの虞がある、けれども日本は他の一方に絶えず内容實質を廣く海外より輸入して之を豊富にする事に努力して來たのである、昔は支那文明を輸入し、印度文明を輸入し、近世に至つては西洋文

明を輸入し、盛んに外國の文物制度を吸入して内容實質を豊富にするに云ふのが日本のやり方で、そこに進歩的方面が見えるのである、進歩的方面も餘りに甚だしいと國家を危からしめるものであるが、我國は決して左様な憂はない、何故なれば保守的方面の保持する力が甚だ強大なるが爲めである。保守と進歩とは斯くの如く其短を補つて國運を強大に向はしめて行くのであつて、此保守的傾向が國家の基礎を鞏固にし、進歩的傾向が内容實質を豊富にしつゝある事を知らなくてはならぬ。

更に我國には遠心的傾向と求心的傾向がある、遠心的傾向は何處迄も外部に發展しようとするのである、昔は朝鮮支那等に發展しようとしたが、明治以來は朝鮮滿州支那蒙古樺太に發展し、南は南洋方面に發展しようといふ傾向がある、南北亞米利加にも發展しようといふ傾向がある、此等は皆遠心的傾向である、然るにそれと共に國民を内に引締める方面があつて皇室を中心に國民が統一結束される傾向がある、國家は遠心的ばかりでは散漫になつて亡ぶる、又求心的ばかりでは國は凝結して融通が利かなくなり亡んで了ふであらうが、幸に我國は此二つの

傾向が絶えず活潑に働いて、よく國家の精神命脈を調節して行きつゝあるのである。

此等の事によつて考へて見ると、日本は都合よく行きつゝある様に思はれる、我國體の特色、此特色に伴ふ國民道德をよく研究し、維持すべきものは何處迄も維持し、弊害は匡正して行かなくてはならぬ。

祖先崇拜と國體

皇室に於かせられては御祖先を崇敬し、種々なる儀式を行はせられる、伊勢の大廟は、皇室の御祖先であるが又國家の宗廟として國民一般の崇敬する處である宮中にはまた賢所がある、賢所と云ふのは正面は天照大神を祭つてあるが、同じ棟の右側に神殿といふがある、そして其處には天神地祇八百萬の神を祭つてある賢所の左側は皇靈殿と申すのであつて、神武天皇以來歴代の御靈を祭つてある、即ち皇室の御祖先を祭つた處で、春秋二期には必ず祭典を行はせられる、それが

彼の春季皇靈祭と秋季皇靈祭なのである。斯様に宮中に於ては賢所が設けてあつて、祖先の靈を崇敬せられる、而も重大な儀式たこへば御結婚の場合とか或は立皇太子の場合とか、御成年式の場合とかいふ時は、いつも賢所に於て行はせられるのである、又先年の御大典のやうな場合には天照大神即ち内侍所の渡御といふ事になる。上述の如く皇室の大典は御祖先の靈に對して行はせ給ふのであつて、非常に祖先崇敬の精神が重んぜられてあるのである。

天祖は皇室の御祖先であるから國民一般の崇敬する處となつて居る、其天祖の神勅によつて國體が始めて成立したのであるから、祖先崇拜の精神と國體とは斷つに斷たれぬ關係がある。

祖先崇拜は孝道から起つたものである、由來孝道は道德的行爲の最初のものであつて、一生を通じて行はざるべからざるものである、而して孝の初は幼より親に事ふるは云ふ迄もなく、親の生存中は勿論、其死後に及び更に溯つて親の父母に及び遂に祖先にまで及ぶものである、若し父母に孝を盡すこと、祖先を崇拜すること、を以て二つの事實の如く思はゞ、それは誤である、故に父母に孝を盡さ

んごすれば必ず祖先を崇拜せねばならぬ。此意味から祖先の祖先たる天祖伊勢の大廟に奉仕するといふのが我國民の胸底に喰入つた信仰であります。「祖先雖遠祭不可不誠」ごあるは祖先崇拜の意味を洩らしたものであつて、支那が天地日月を祀るのに較べると根本思想が餘程違つて居る、そこで支那には帝王の廢立や革命が頻々に行はれるが、祖先崇拜の信念に固つた我國にはそんな都合な歴史は一つもありませぬ。

天祖即ち伊勢の大廟は國民全体の大祖先であります、神勅に君民同祖の間自ら君臣の別あることを宣ひ給ふた、故に我國は君民同祖ではあるが、皇室は天祖の御直系であらせられ、臣民は其傍系となるのである、御直系たる皇室は天位に備はり給ひ、傍系たる臣民は永く奉仕するのである、誠に大義名分の岐る、所昭として日月を見る如くである、天祖に對する國民の信仰は絶對無限であつて、正統の御子孫たる天皇も亦國民より絶對無限の信仰を受けさせ給ふて、萬世一系の皇基動ぎなく、世界に冠絶したる國體の美を現出したのである。

斯の如く優秀なる國體の基礎が祖先崇拜の觀念から起つたものであるといふこ

ごを考へたなれば、之を龜鑑として我等臣民が各自其祖先を尊崇し、其墳墓を展する所以の道も亦明かに諒解し得るであらう。

祖先を崇拜し、禮拜するは取りも直さず國の大法に従ふ思想である、故に他國はいざ知らず、我國に於ては、此思想が「孝」ごなり「忠」ごなるのである。

祭の意義

祖先崇拜が我國民固有の美德ごなつたことは前に述べた如くである、建國の始め天祖は實に諸冊二尊の御頸珠を神靈ごして齋き給ひ、神武天皇は天祖の神靈を鳥見山に祀り給ひ、崇神天皇神宮を創建し給ひしより以來、歷朝事ある毎に天皇親しく大廟に奉告し給ふたことは炳然として史乘に誌された事實である、我國民が天祖伊勢大廟を虔敬するは誠に自然の成行である、言を換へて云へば我國家は綜合家族制度が行はれて、總本家の家長たる皇室に對し奉りては、誰も彼も徹頭徹尾服従せねばならぬといふ美德を生じたのである、而して此「祭」と云ふこと

の意義を調べて見るに神人合一の意味である、「マツ」と云ふ語は古代に於て、「合一」と云ふ意義に解釋されて居る、早い話が二つの葉が合一して居る植物を「松」といひ、衆人の一團となつて居る部落を「町」といひ、甲が乙と迎合する心理状態を「待」といひ、布片の襍つて居る部分を「襠」といつた如く、臣が君に合一する行爲を「マツロフ」と云ふのも畢竟「マツ」と云ふ原語から出た言葉である、日本民族の「マツロフ」には合一の外に輔弼と云ふ意味も含まれて、君と臣とは魚と水、上之を愛撫し給ひ下之を畏敬し、臣民は天皇に歸一し、天皇は大廟に歸一し給ふ、大廟は祖先第一の方である云ふ理想的信仰が生じ光明赫灼永遠であります。

予が祖先を崇拜し、此度の如く亡祖父の五十回忌の法要を営むのは、予の一生は勿論子々孫々に至る生命の一切を擧げて、之を祖先の靈に歸一し、融合し同化せしめんとするのであつて、その合一の根底には「彌榮」の心持と、永遠なる「子孫の生命」が認識されるのである。

此氣分で活動すれば、我々の努力は決して苦しいものではない、生きくとし

た祖先崇拜の思想は、延いて子孫繁榮の基を開き、祖先の墳墓は臆て子孫の立場を明かにし、連綿たる家系の存在は儼として光を放ち、子孫繁榮の第一歩たる縁談の場合に於ても、正しき血統の證明として重大なる一要素を作るのである。

父 母 の 恩

椰子の實も、梅の實も生きくとしした其潜勢力は、強固なる核を破つて萌へ出で、嫩芽は土を、細根は石を潰裂して成長する自然法則の巧智を考へたならば、人間が母の胎内から出て来る模様も實に神變不可思議である、眼も耳も口も胎内を離れると直ぐに役に立つて「天晴」「あな面白」「あな手伸し」「あな明け」の心境を言ひ現はすのが「オギアー」「オギアー」の呱呱の聲である。

兒の産れる時の状況は頗る靈妙のものである、之を卑近に申すと、生れた方がよいか、生れない方がよいかと理窟を考へて飛出したものもなからうし、最早生んでも好からうか、今暫し胎内に置いて遣らうかと研究の結果産んだ母親もある

まい、十月の間の暗黒生活に怨を呑んだ例も聞かねば、産褥の腹痛を憤つた話も聞かない、其處が攝理といつて親子間自然の徑行と云ふべきもので眞に有りがたい譯である、生れる直ぐ、子は母に抱擁されて安心し、母は子の顔を見て苦勞を忘れると云ふ次第、愈以て不思議千萬、之れが人間業で出来ることでせうか、母の恩、父の恩、祖先累代の恩、實に廣大無邊である。

生物學者の唱導するが如く、先代の血液が祖先以來發動し來つた活力を含んで生れた嬰兒の人格に統一して現實的存在となり、彌榮のゆく基を聞くのである、此點から考へても、我々の事業は、祖先代々の人格を通じて大祖先の事業である、こふ云ふ事も出来るし、従つて我々の成功は悉く祖先の力であるとも云へる、此に於て予の持論たる祖先崇拜は、家庭圓滿の基ともなり、子孫の祝福を計る譯ともなるのである、而して我國體の精華は、此邊の消息を遺憾なく我々の面前に教示して居るのである。

我々は金甌無缺なる國體の下に、多大なる幸福を享けて居るのであるから、天祖の恩を思ひ、皇室の恩を思ひ、家の祖先を思ひ、曾祖を思ひ、祖を思ひ、更に父母慈育の鴻恩を思はねばならぬ。而して最善の方法手段を盡し其恩に報いねばならぬ。

墳墓と家庭教育

「人間到處有青山」は昔から言ふことですが、併し墳墓の地を忘れても構はんと云ふ意味ではありません、「瘞骨長白山」と高唱した故伊藤公も、身は哈爾濱に瘞れしも、埋骨は郷里の長門でせられた、大西郷も木戸も大久保も、功成り名遂げては其殘骸を父祖累代の塋域に葬られた、累々たる墓石蕭條として言はざれど、青苔露に濕ふて一代の功名を語り、以て子孫を砥勵して居る、後人亦其墓前に額いて、大に警醒する所がなくてはならぬ。

故人を追吊するに偶像も結構でせうが、火に焼かれては詮ないこと、過去帖も系圖も必要でせうが、水に浸されては是も詮なし、祖先の功績を永遠に赫かし、祖先の發祥を後世に傳ふるものは墓碑であります、水にも溶けず、火にも焼けず

柳絲影靜かなる丘の上に、幾春秋を閲して、子孫に何等の默示を與ふるもの墓石の外はありませぬ、父祖の法名を彫刻した墓石は一門の寶で、子女教育の教材であります。

試に御覽なさい、楠公櫻井の訣別は重野博士の無謀なる抹殺に遭ひたるも、湊川に残る石碑は、松籟の間に忠魂を飾つて居るではありませんか、埃及の文化は亡びましたけれど、金字塔は今尚依然として古香を吹いて居ります、秦皇萬里の長城は何を今日に語つて居ますか、明の十三陵は四百餘州の漢民族をして何を思念せしめて居ますか、墓碣聲なきも霜露に朽ちず、ありし昔の夢を我々に慰へて居るではありませんか、聖ヘレナの赤き石棺は懐かしい祖先の墳墓として裔孫をして亢奮せしめ、蹶起せしめ居るではありませんか。

誠に千部萬部の教科書よりも、ありがたきは祖先の碑である、不書の經典、不滅の寶として子孫の渴仰すべき祖先の法名は、我々の體得すべき唯一無二の金科玉條である。

我子の失敗は自分の

失敗よりもつらい

世に慈愛といふことの絶對的極度に達したものは親の子を思ふの情である、夫婦の情、君臣の情、兄弟の情、朋友の情は道理の内にある處の情であつて、道理の外に溢れたる情ではない、他の我に對する情が深いから、我も亦他に對して情が厚いのである。

父母の其子に對する情は、其賢い者、孝なる子に厚いのは云ふ迄もないが、不孝の兒、智恵の足りない子に對し、より深く厚いものである、最も賢明なる父母は泣く泣く其不正を責めて之を叱り付け、之を遠ざくることもあるが、其責むるのには寧ろ責めらるゝ子よりも幾層倍つらく悲しく覺ゆるのである、それは賢愚尊卑を問はず同様であります。

襁褓の裡から保育して、這へば立て、立ては歩めど、只其行末の希望に、我が

齡の積り行くをも覺へないのである、若し病めるに遭へば、我身のいたづきあるにもまして、終夜目をだに合せず、懷に抱きて見あつかひ、身のしごろに濡れ、衣の汚れるのも心につかで、食は味を變じ、面は色を失ひつゝ、たゞ其恢復をのみ祈るのである、其切なる慈愛の情は到底筆舌では盡されない。

如何なる悪人でも其子の善人となり、有爲の人となり、世間から尊敬さるゝ人となることを希望せぬものはない、如何に貧乏でも其子を殺し己を活きんとする者はない、汗水になつて重い車を曳く後から其妻らしいものが、膝もあらはな襪を纏ふて其車を押し居る、其婦人の背には一人の乳呑兒が括り着けられて居る、彼等二人の生活も難義なる中に其子を育てんとする親心、聽て其子が食物を採る様になれば、一碗の飯を割いても養ふであらう、年頃になれば着物を心配しつゝ、學校にも通はせるであらうと考へるご、焼野の雉子夜の鶴と云ふ諺さへ坐ろに思ひ出さるゝ、實に父母の恩は山よりも高く、海よりも深いのである。斯くて我子の榮進は自分の榮進よりも嬉しいので、我子をして常に他人よりも優秀ならしめたい欲望を持つて居るのである、されば其子が失敗でもしやうもの

なら、我身の失敗したよりも層一層つらくて身も世もあられぬ悲しき破目に陥るのである、人の子たるもの、父母の厚き恩に報ひ、祖先を崇拜し孝道を盡さねばならぬ。

國體を擁護するものは祖先を崇拜せよ

▲家族制度と個人主義▼

一利一害は事物に伴はれて居る、西洋の文物制度を吸收咀嚼して我國の内容實質を充たすのは緊要缺くべからざる事である、けれども西洋の事物を鵜呑にして個人主義を唱ふるもの、如きは、善美なる我日本の國體を知らざる淺慮輕薄なるものと云はねばならぬ、吾人は國體擁護の爲めに一言せざるを得ぬ。

祖先崇拜は我國古來の美風である、祖先崇拜の爲めに氏族制度なるものが起つて來た、氏族制度と云ふのは、共同の祖先を尊んで祭るのである、同じ祖先からして一家族のみならず、澤山の分家迄も出來、それが漸次擴がつて大なる氏族を

形成するに至るのである、氏族が形成された後、共同の祖先たる人を神様として祭る處に氏神が生ずるのである、其後氏族の跋扈は社會の發展に邪魔になる様な事が生じて來て、大化の革新となり、氏族制度は次第に衰へて來たが、家族制度は法律によつて維持せられ、社會組織の上に多大の關係を有つに至つた、既に大寶令に戸主の定めが見へて居り、明かに家族制度が傳へてある。

其頃から家族制度は引續いて行はれて居た、そして今日の法律にも家族制度が認められて居るのである、即ち民法に戸主と云ふものが立て、ある、第七百三十二條に「戸主の親屬にして其家に在る者及び其配偶者は之を家族とす」とある。一家族を統率して行く任務を負ふて居る者は戸主である。第七百四十七條に「戸主は其家族に對して扶養の義務を負ふ」としてある、戸主はかくの如く扶養の義務を負ふて居るのであるが、其代り又特別の權利もあるのである、例へば第七百四十八條に「戸主又は家族の熟れに屬するか分明ならざる財産は戸主の財産と推定す」又第七百四十九條に「家族は戸主の意に反して其居所を定むる事を得ず」とあつて、戸主の權利を認めて居る、更に第七百五十條に「家族が婚姻又は養子

縁組を爲すには戸主の同意を得ることを要す」とある、戸主の權利は昔の様に偉いものではないけれども戸主と云ふものは明かに認めてあるが故に家族制度即ち家長制度である。

何故に我日本には戸主と云ふものを認めて居るかといへば、これは昔からの風俗に因つて居る、昔からある處の風俗に反した民法を立て、も行れるものでない故にそう云ふ風俗を認めて民法を立てたのである、戸主を設けてあるのは祖先崇拜から起つて居る、民法第九百八十七條に「系譜、祭具及び墳墓の所有權は家督相續の特權に屬す」とある、家督を相續するものは家長であつて、其家を繼いで行く事になつて居るが、さういふものは必ず其家の系譜、祭具、墳墓と云ふものを悉く受け繼いで祖先の祭をなさねばならぬ、其祖先の祭をなすこと云ふ事が原因となつて、戸主を設ける様になつて居る、若し戸主と云ふものがなければ祖先の祭を繼續して行くものがなくなつて了ふ、故に戸主なる一家の家長を設けて之れが先祖を祭る責任を負ふ事にしてある、それで家長なる者は最も血統上祖先に近い者がなること云ふ事になつて居る、元來家族と云ふ概念はたゞ有形のものだけを

云ふのでなくして、家族には無形の祖先の靈と云ふものが關係して居る、祖先の靈に對する精神上的の關係がある處からして家族制度の形式をなして來たのである。若し祖先の靈に對する關係がなかつたら家族制度は無意味のものになる、言を換へて云へば形に現はれたのが家族制度で、其精神から云へば祖先崇拜である、祖先崇拜が形に現るれば必ず家族制度となる。

祖先崇拜が行はれて來た爲めに家族制度が行はれて今日に至つて居る、之は先祖の血統を續いて行くといふ事が大に關係して居る、先祖を尊び子孫を重んずると云ふ此系統的の關係が其所に存じて居る、祖先崇拜が行はれて居る處は必ず之に對する家族制度があつて、家族制度の道德が生じて居る、それは即ち孝道である。

西洋には家はあつても戸主がない、西洋の家族内には夫婦があり子供があるが誰が戸主と云ふ定めはない、家は一代限りで、祖先を崇拜しない、判かり易く云へば、子が嫁を娶れば別に一戸を構へるのである、で夫婦と子供と同等の權利を持つて居る、親の子に對する愛情薄く、子は親に對して孝を盡さないのである、

之れは個人主義から割出した家庭である。

元來西洋の道德と日本の道德とは出發點が違つて居ります。西洋の道德は個人の自由を尊重する爲に他人の自由を犯さぬと云ふ處に基礎があつて自由の道德、權利の道德である。日本の道德は人種共同の社會を作る爲に各人は己に克ち禮に復る義務があること云ふ處に基礎がある、西洋人は各個の生命は天の父より受けたるもので、親に對しては報恩の義務はない。自己は自己の子女を裸育すれば人たるの義務を履行するのであること云ふ個人主義に歸依して居る、父母の恩を知らないから祖先を崇拜しないのである。

我日本人は生物學者の説の如く、祖先から子孫に流る、長き一個の生命を認むる家族主義である。父母は一代前の自己であると思ひ、其子を見て一代後の我なりといふに同じく、お互に輕侮の意味を持たないのである。父母が其子を愛すること云ふ本能は、蒙昧なる蕃人にも下等動物にも存在するのであるが、父母を崇敬し祖先を崇拜すること云ふ道德は、東洋の文明によりて培養し來つた。我大和民族の特有で、恩に報ひ始に反ること云ふ觀念から起つたものであります。

個人的生命云ふ見地から見れば自己の生命は天父より授けられたるもので父母は之を生かすことも、殺すことも、其裸育を怠ることも出来ぬ譯であるが、傳統的生命云ふ見地から見れば父母には其子に對する生殺與奪の權まであつたのである。只今は西洋風の法律によりて或程度迄は父母の權が殺がれて居る。然れども日本の文明に育まれたるものは、寢食を忘れて自己を撫育せし父母の恩義を感じず居られぬ。既に恩義を感じずれば、之に報ゆる云ふ觀念が起るのである。嬰孩から先づ感ずるのは、父兄延いて祖先の恩である。報恩の念から孝悌の心云ふ道德が起ります。之が我日本の道德の本で、長じて師の恩、君の恩を感じ、之に報ひねばならぬと考ふるに至りて人格が完成するのである。故に我日本の道德は感恩の道德、義務の道德であります。取り分け皇室は大和民族の大宗家で歴代の統治者たるの意味に於て、君に對する二重の恩を報ぜねばならぬ云ふ忠義心が起つて來たのである。

父母の恩を感じない、従つて祖先の恩を認めないのは禽獸に等しい云つても過言ではあるまい。かゝる西洋の道德にかぶれて個人主義を唱ふるもの、如きは思はざるの甚だしいものである。露骨に云へば個人主義は我儘主義である。云ふ迄もなく人の妻たるものは其家風に順應して主人を助け家の祀りに服事し、舅姑に事へ、主人の兄妹に親しみ、孝悌を盡さねばならぬ。然るに其妻が個人主義の我儘な女であつて家風に従はない。舅姑を虐待する、夫の命に従はないで、虚榮心から勝手放題に物見遊山に出かける様では到底一家が圓滿に治まる筈がない。

由來男は剛で女は柔である。男は體質上、外に出で働くべきもので、女は内を守りて子女を裸育すべき體質である。女は男に従ふべきものである云ふ體質を以て生れて居るのである。然るに個人主義にかぶれて居る英國婦人の態度は如何ですか、男女同權を主張し、女子撰擧權を獲得すべく示威運動をなし、警察官や軍隊と衝突して血の雨を降らす大騒動を演ずるが如き其お轉婆加減には實に呆れざるを得ぬではありませんか、女は附け上る性質を持つて居るもので餘りに英國の男子が女を大切に愛撫する爲め其體質をも顧みないで、暴れ廻はるのである。早い話が女は體質が弱いから到底男の眞似は出来ない。中には男優りの女もない

ではないが、それは稀である。女は兵卒となつて戦争をすることも出来ない、胸に垂れ下つて居る乳房は産んだ子女を哺育する器官ではないか。横から見ても縦から考へても、女は家を守りて子女を哺育する任務を完ふせねばならぬ。

我國は太古より家族制度の下に國運を發展せしめ今日に至つたのである、我國の家族制度は、古代の希臘や羅馬に行はれた家族制度のやうに無暗に家長の權力を認むる杯の弊害がない、殊に我日本帝國其物が一家族より發展して今日の狀態となり、皇室は國民の總本家たる形であつて、全國民は國祖崇拜の下に統一せられて居るのであるから、家族制度は我國にては大切であります。

試に個人主義を唱ふる輩に問ふて見たい。開國以降三千年に垂んとする我國の家族制度を廢しようとするのであるが、此家族制度の爲めに或は他國の侵略を受けたことがあるか、或は國運の進展を妨げるさかいふ動かすべからざる論據があつて主張するのであるならば吾人も耳を傾けるけれど、開國以降未だ曾て他國から侵略されたことのない實に金匱無缺の國體であつて、國民は皇室を中心とし

て統一せられ、事ある毎に舉國一致の實を擧げて居るのである。前古未曾有の大戦であつた、日清の役、日露の戦に於て戦へば必ず勝ち、攻むれば必ず取り、連戦連捷の功を奏したのは明治大帝の御稜威に因るけれども、忠勇義烈なる將士の力も亦與つて力があつたことは争ふべからざる事である。其忠勇義烈なる將士は三千年來家族制度の下に鍛錬した結晶であつて、命を鴻毛の輕きに比し、君の馬前に死するを以て此上なき名譽となし、忠孝を完ふしやうと希ふものゝみである。支那や露國が大きな圖體をしながら戦に負けたのは、國民の統一を缺いて居る爲めである。此見地から論ずる時は、我國の家族制度は何處までも保持し、其長所を益發揮せしめねばならぬ。個人主義を唱道するものは、我國體を了解する能はざる齋東野人である。若し今全然家族制度を棄て、御覽なさい親子兄弟の秩序的觀念をも失ひまするし、國祖や先祖を尊敬する意味習慣をも忘れてしまふやうになつて國民の信仰は根本から覆るさといふ不幸を観るのである。故に吾人は個人主義を排斥して、家族制度を維持し、善美なる國體を擁護し、我國固有の美風を保存し、民心を敦厚篤實に導き、世界の進運に伴ふて國運を發展せしめねばな

らぬ。家族制度と祖先崇拜、祖先崇拜と國體とは離るべからざる問題であります

祖先不明で結婚困難の實例

予の知人某は幼き時母に伴はれて諸所を遍歴し、流れくつて某市に至り、具さに辛酸を嘗めたものであるが、媒酌するものがあつて母は某を連れて、或貿易商の後妻となり、某は養子となつたのである。養父歿し某は其家督を相續し、家業に勵精して今や富三百萬圓を算ふるに至り安樂に世を送る身となつて居る。某には四人の子女があつて、相當の教育を施して居る。嗣子は甲種商業學校を卒業し一年志願兵にて服役歸郷したれば、嫁を物色して諸所の知人に依頼したるも何れよりも拒絶せられて非常に落膽失望して居た。聞く所に依れば某は長崎の生れと云ふのみで、何の某の子であると云ふ判然とした事が分からないから調べやうがない。従つて血統を調べる事が出来ないの、血統の判明せぬ家とは縁組は眞平御斷りするご云ふのが拒絶の理由であるさうです。これは最な事でありませう。

某は幼少の時母に伴はれて國を出たのですから生家を知らないものである。母は生家を某に知らさないで黄泉の旅路についた爲めに某は何れで生れ何某の子であるご云ふ事は今も尙不明である、四人の子女は父の生家が不明な爲めに相當の家縁組が出来ない悲惨な境遇に陥つて居るのである。三百萬の富を有し、何不自由なく暮らしながら、血統が不明な爲めに嗣子に嫁を迎へる事が出来ないごは憐れなものである。

某の生家が不明なので、長崎の乞食の子である杯と悪評を立てる者もある、斯る悪評を言ひ觸されても之を打ち消す材料がないから仕方ない譯だ。さるにても母が子に自家の血統を示さなかつたのは、祖先崇拜の觀念がなかつた爲めであらうか、それごも子に明かすのを恥ぢたのであらうか。何れにしても罪もない四人の子女に相當の縁組をさせる事が出来ないのは涕の種である。

仄かに聞けば、某は嗣子の嫁を大阪天満から迎へた様子である、二十餘年間の親交ある予に未だ何等の披露をせぬ點から考ふれば、某は到底相當の家から嫁取は出来ないご諦め、名もない家の娘を娶つたのであらう。血統が不明な爲めに三

百萬の富を懐きながら、人から後指をさされるのは、實に氣の毒である。予は多忙で昨年来某に面會しない、縦し面會しても息子の嫁は何處から迎へたか聞く勇氣がない。それは親友に恥をか、すに忍びないからである。看來れば祖先崇拜は常に祖先の恩に報ゆる許りでなく、子孫の長久を祈る譯ともなる。予は知人某の今日の境遇を憐むと同時に祖先崇拜の忽にすべからざる信念を愈益強うしたで事實の硬概を記して参考に供するのである。

三原人士に一言す

▲原首相も祖先崇拜者である▼

予が展墓の爲め三たび郷里に歸り、聊か粗品を座右に呈し、印刷物を配布するにつき、何か予に野心でもある如く誤解されては甚だ迷惑である。故に予の衷情を告白するは強ち無要ではあるまいか。

予の祖先は三原に住し、諸君の祖先より多大なる恩顧を受けたものである。予が祖先の法要を營むに當つて、心許りの粗品を呈するは、祖先が受けし恩顧を忘れない志である。印刷物に至りては予の存念の一部を披瀝したもので聊か世道人心を裨補せむとする老婆心である。

思ふに祖先崇拜は我國固有の美德である。而して我金甌無缺なる國體と祖先崇拜とは絶つに絶たれない密接の關係があるもので、國體を擁護せむとするものは祖先を崇拜せねばならぬてう結論に到達するのである。

予は郷里から撰まれて名譽職に就きたいと云ふやうな野心もなく、何等かの名譽の地位を得たいと云ふ野望もない。故に三原より何物も得やうといふ慾望を持たないのである。

予は大正二年八月及昨年一月聲明せし如く、今を去る十有三年前に花柳病専門藥房有田ドラッグ商會を創立し、恐るべく忌むべき花柳病毒を撲滅せむことを期し日夜盡瘁して居る。で此目的を達する爲めに内地の都市は勿論臺灣朝鮮滿洲清國等に三百有餘の支分店を設置し居れるを以て、常に鬧繁多忙を極はめて居る。

斯く多忙の身を持ちながら三度郷に歸りて展墓法要を營む所以のものは、予の子女をして祖先崇拜の信念を起さしめたいのこゝ、三原の青年子弟をして祖先崇拜は我國體を擁護するものであるといふ事を知得せしめ、少なくとも三原の風俗を敦厚に導きたいと冀ふ爲めである。予は三原より何物も得たいと云ふ野心がないのみならず、何か後の世までも紀念すべきものを提供しやうと云ふ考である。予が三原に贈らんとするものは抑も何？、开は未だ發表する時機でない。

新聞紙の報ずる處に依れば、原首相は故嚴父及び母堂並に長兄の菩提寺なる盛岡市の福聚山大慈寺に寄進すべく、其建物全部の改築を計畫し、工費金拾七萬圓の豫算を以て昨年夏其工事に着手し、過日落成したるを以て、去る三日其落成式を兼ね盛大なる入佛式を舉行し、翌四日原家の佛事を執行した趣である。原首相は幼より孝心深く、郷黨の老幼をして今も尙美談として語り交はさしめて居るのである、原首相が大阪に到るや必ず先づ恩人故陸奥伯の墓に展するを例とする。事是一些事に屬するも亦以て原首相の謹嚴篤行の一斑を窺ふに足る原首相が平民宰相の印綬を帶ぶるに至つたのは敢て怪むに足りない。予は原首相が祖先崇拜の念

深きを聞知し、邦家の爲め轉た喜に堪わないのである。

予の事業は前途遼遠で、予は今も尙南船北馬目的の彼岸に達する捷徑を求めて居るのである。予は頃日擴張團を三團に分ち、一團は上海に根據を構へて南洋より南洋方面に及び、一團は青島に據りて中清より北清に手を染め、一團は大連より南滿、西伯利亞に雄飛すべく着々歩を進めつゝある。これは三年計畫で容易の業ではない。けれども此擴張が一段落を告ぐる日は予の事業も亦多少眼鼻がつき、三原に何物かを提供し得る時である。

予の事業が擴張時代より守成時代に移るの日は、事業の總てを嗣子に譲る時である。而して予は故山に起臥し風月を友として悠々自適餘生を送りたいと思ふて居る。諺に來年の事を云へば鬼が笑うと、予は今三四年の未來を語る、必ず蛇が笑うであらう。然れども予は痛たくもない腹を探らるゝが嫌さに意志を表白するのである、若し言辭禮を缺ぐものがあれば、祖先崇拜狂だとも思つて、同郷の好み甲斐に其罪を恕して呉れ賜へ。

大正八年七月十八日 印刷

大正八年七月二十二日 發行

(御申込に依り何時にても無代送本仕候)

大阪市東區南本町四丁目四十三番地

編輯兼發行者

有田音松

大阪市西區江戶堀上通二丁目百十二番地

印刷所

矢尾弘文堂



終